

# 平成30年度教育・保育施設等の利用者負担額基準額表



利用者負担額（1号：教育）

単位：円

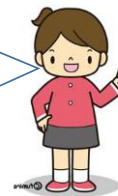
階層区分		さつま町の基準額
①	生活保護世帯	0
②	市町村民税非課税世帯	3,000
③	77,100円以下	10,100
④	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 77,101円以上 211,200円以下	20,500
⑤	211,200円以上	25,700



さつま町の保育料軽減政策として、

- ・第1子の保育料を『1割軽減』（9割負担）
  - ・第2子の保育料を『7割軽減』（3割負担）を実施しています。
- ※1号認定、2号・3号認定ともに、下記基準額表より減額されます。

また、第3子は国の政策により無料となります。



利用者負担額（2号・3号：保育）

単位：円

階層区分	国が示す基準額	
	3歳未満 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)
① 生活保護世帯	0	0
② 市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
③ 48,600円未満	19,500	16,500
④ 97,000円未満	30,000	27,000
⑤ 市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 169,000円未満	44,500	41,500
⑥ 301,000円未満	61,000	58,000
⑦ 397,000円未満	80,000	77,000
⑧ 397,000円以上	104,000	101,000



定義	さつま町の基準額 (町の軽減措置による)				
	階層	3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護法による被保護世帯	A	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯のうち町長が認める世帯	B1	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	B2	6,800	6,600	4,500	4,400
市町村民税均等割課税世帯	C1	10,700	10,500	8,400	8,200
所得割額 16,200円未満	C2	12,700	12,400	10,400	10,200
32,400円未満	C3	14,700	14,400	12,400	12,100
48,600円未満	C4	17,600	17,300	15,300	15,000
72,800円未満	D1	20,500	20,100	18,300	17,900
97,000円未満	D2	24,200	23,700	22,000	21,600
123,000円未満	D3	27,900	27,400	25,700	25,200
149,000円未満	D4	30,600	30,000	27,400	26,900
159,000円未満	D5	33,300	32,700	29,100	28,600
169,000円未満	D6	35,500	34,800	31,500	30,900
255,000円未満	D7	37,700	37,000	33,900	33,300
301,000円未満	D8	43,500	42,700	37,000	36,300
301,000円以上	D9	52,000	51,100	40,500	39,800

単位：円

児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢となります。  
※5月1日に3歳になっても、翌年3月31日までは3歳未満の利用者負担額となります。